

# 立川労働基準監督署

## 令和5年度 業務案内

### I 管内の特徴

管轄地域は、立川市、府中市等の北多摩西部10市にわたり面積は168.55km<sup>2</sup>で、適用事業場は39,776事業場、労働者数は515,017人です(令和3年経済センサス活動調査)。

管内産業の特徴は、商業を中心として第三次産業の占める割合が多いほか、都心に比べ電気機械器具等の製造業の占める割合が高く、大規模な工場、研究所とその関係事業場が多数あることです。また、管内に約132万人が居住していることから社会福祉施設など保健衛生業の事業場が増加しています。

加えて、立川駅周辺は多摩地域の中心となる広域的な商業、業務拠点の事業場が集積しています。

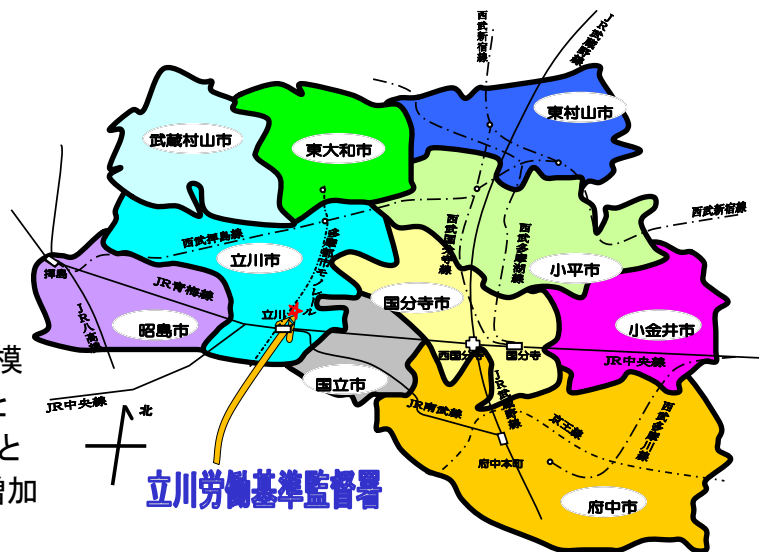


図1 立川監督署管内略図

### II 監督署の組織と主な業務

立川労働基準監督署 〒190-8516 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎3階  
TEL 第1~4方面 042(523)4472  
安全衛生課 042(523)4473  
労災課 042(523)4474

- [方面]
- ・ 事業場に対する監督指導
  - ・ 賃金、解雇、労働時間等の労働条件に関する申告、相談
  - ・ 就業規則、時間外・休日労働協定届等の各種届出の受理
  - ・ 司法事件捜査

総合労働相談コーナー

- ・ 個別労働紛争等についての労働相談

労働時間相談・支援コーナー

- ・ 労働時間制度の見直し、長時間労働の縮減など労働時間に関するあらゆる相談

- [安全衛生課]
- ・ 労働災害の防止、労働者の健康確保等に関する指導
  - ・ ボイラー、クレーン等の検査
  - ・ 工事計画、機械等設置届などの受理
  - ・ 労働者死傷病報告、健康診断結果報告、衛生管理者等の選任報告など

- [労災課]
- ・ 業務上災害、通勤災害による労災保険給付に関する調査決定
  - ・ 労働保険成立の届出、労働保険料の徴収

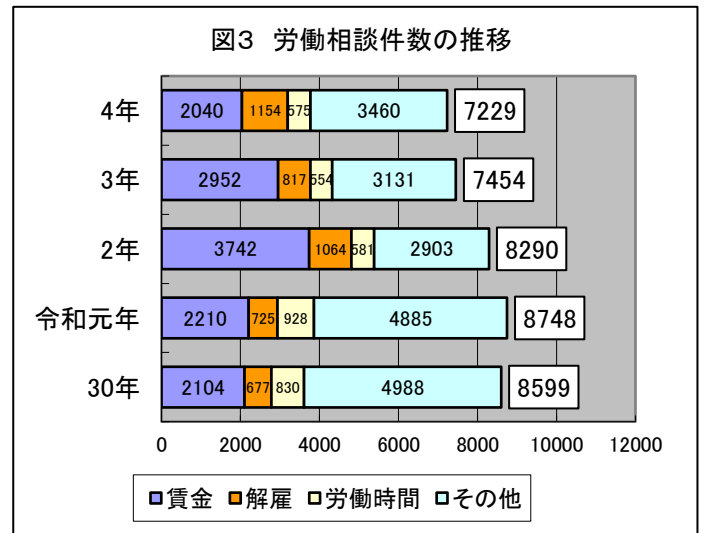
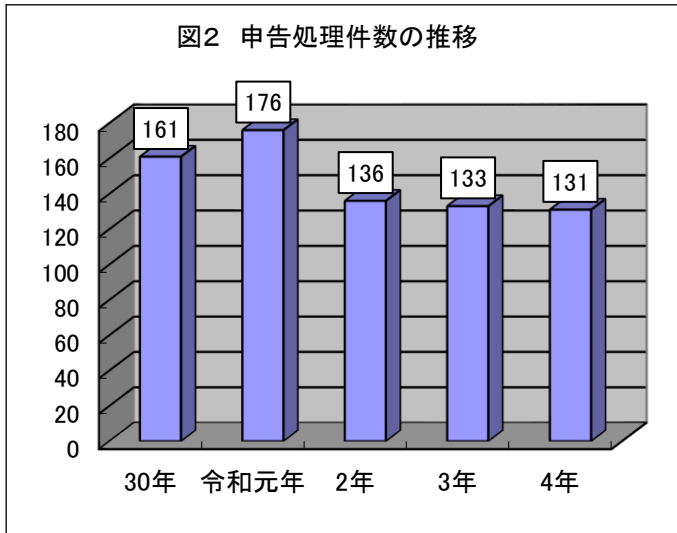
- [業務課]
- ・ 庶務、会計

### Ⅲ 現状と対策

#### 1 労働条件の確保・改善等

働き方改革関連法が施行されたことを受けて、様々な機会を通じて法令の周知を行っていますが、今後も、引き続き事業者等に寄り添った丁寧な支援を行い、法令内容の理解を促します。

特に令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用される建設事業、自動車運転の業務、医師については、働き方改革が円滑に推進されるよう積極的に支援し、時間外労働の上限規制の遵守やテレワーク等の多様な働き方に対応した適切な労務管理の導入支援に取り組みます。



申告処理件数は、令和2年が136件、令和3年が133件、令和4年が131件であり、いずれの年も定期賃金不払いが7割程度を占めています。

労働相談件数は、令和2年が8,290件、令和3年が7,454件、令和4年が7,229件であり、いずれの年も労働時間、賃金不払い、解雇等で半数程度を占めています。

上記の状況をふまえ、今年度の重点課題は次のとおりです。

- ・ 改正労基法に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底を図ります。
- ・ 中小企業及び適用猶予業種を中心とする改正労基法等の周知及び支援並びに多様な働き方に対応した適切な労務管理の導入支援を行います。
- ・ 申告・相談・立替払について、迅速適正に対応し、優先的に処理を行います。
- ・ 最低賃金の周知、履行確保に努めます。

#### 2 安全確保対策

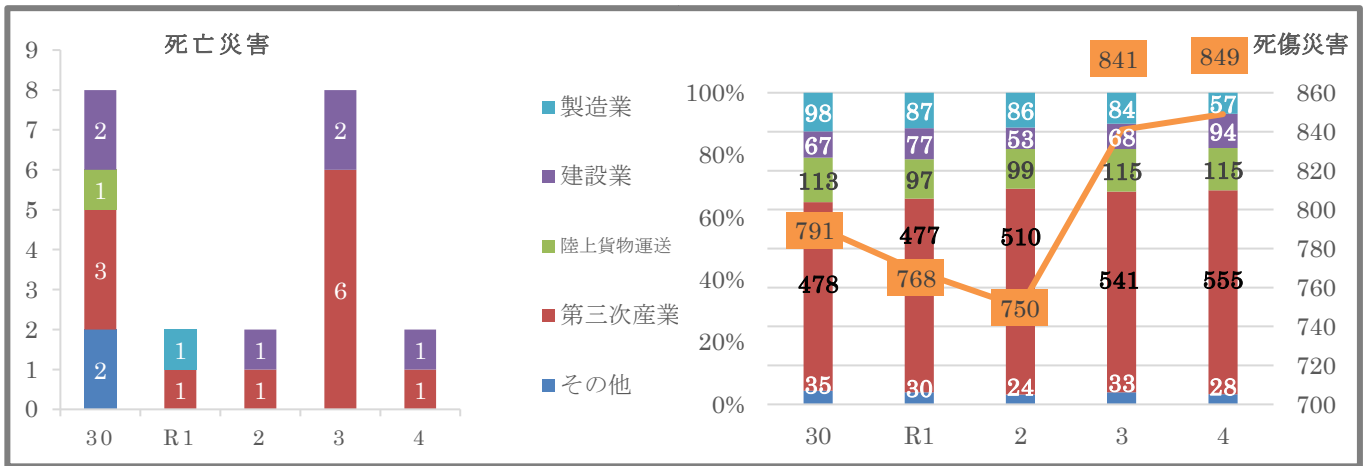
労働災害は令和3年に大幅に増加し、令和4年も849件と、前年に比べ更に8人、1.0%増加しました。また、死亡災害は、建設業ではさまれ・巻き込まれ災害と清掃と畜業で熱中症の合計2件が発生しています。

業種別の死傷災害では、製造業が大きく減少(▲27人、▲32.1%)、建設業は大きく増加(+26人、+38.2%)し、陸上貨物運送事業は同数(±0人、±0%)で推移し、第三次産業は増加(+14人、+2.6%)しました。

第三次産業における重点業種別では、社会福祉施設が増加(+10.2%)し、小売業、ビルメンテナンス業も増加(+13.2%、+15.0%)、飲食店は減少(▲21.1%)しました。

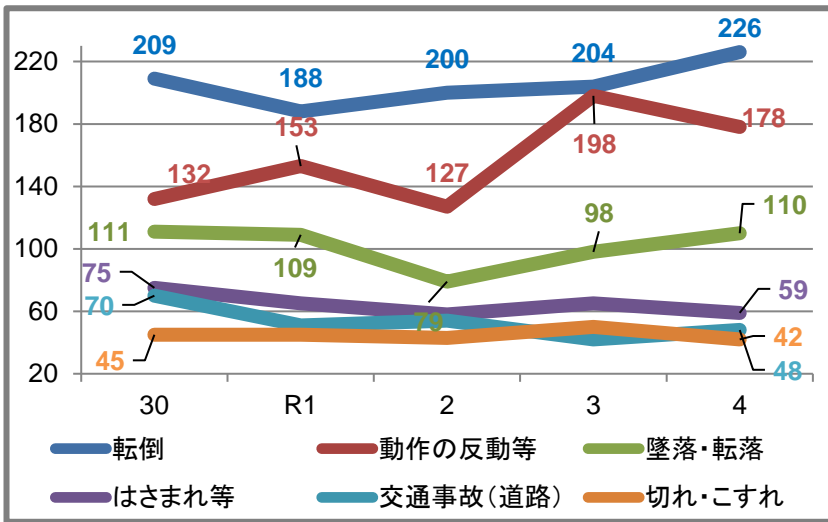
(※本文はコロナリ患を除く件数です。)

図4 死亡災害件数及び、死傷災害（休業4日以上）件数の推移



※労働災害のグラフは、コロナリ患を除く件数です。

図5 事故の型別死傷災害発生件数の推移



コロナリ患を除く事故の型別にみると「転倒」災害が最も多く発生しており、全体の3割程度を占めています。次いで腰痛等に代表される「動作の反動、無理な動作」「墜落・転落」災害、機械災害での発生が多い「はさまれ・巻き込まれ」災害等となっています。

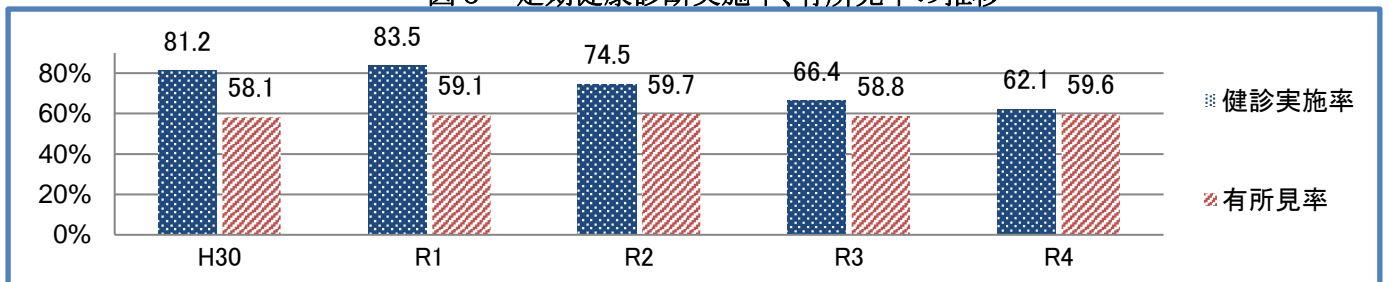
「転倒」「動作の反動等」等の労働者の行動に起因する災害が、全体の5割を占めるなど多く発生しており、リスクアセスメントによる危険要因の把握及びリスク低減対策が必要です。

- ・ 令和5年度を初年度とした第14次労働災害防止計画(5か年で5%の災害減少)に基づき、労働災害の発生状況に応じた、労働災害を減少させるための対策を推進します。
- ・ リスクアセスメントの実施等自主的な安全衛生活動の普及と定着を図ります。
- ・ 災害多発業種である第三次産業のほか、陸上貨物運送事業、製造業、建設業に対しても重点を置いて労働災害防止対策を推進します。

### 3 健康確保対策

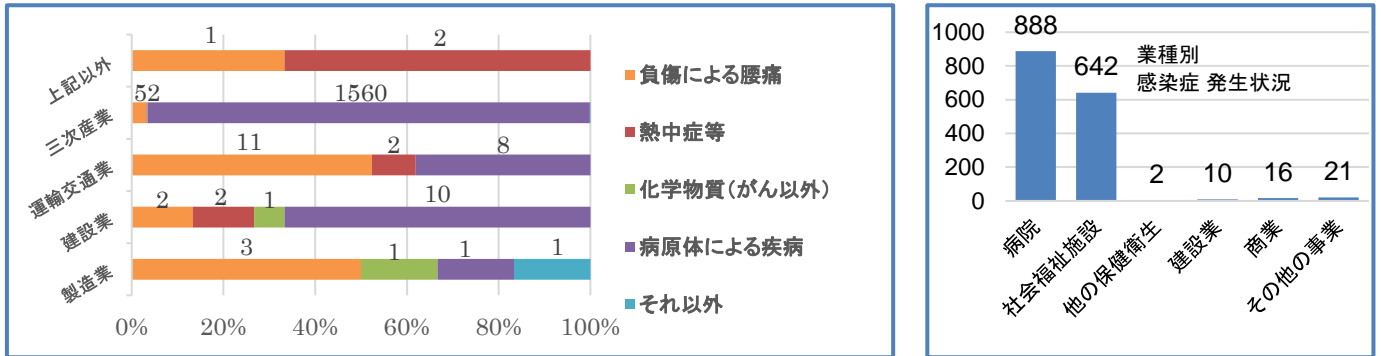
定期健康診断について、事業場における実施率は向上傾向にありましたが、感染症拡大による受診時期の変更等の影響などにより、今年度も受診率は低下しました。また、有所見率は減少に転じ、管内における令和4年の有所見率は59.6%と、令和3年(59.7%)と比べて0.1ポイント減少しました。

図6 定期健康診断実施率、有所見率の推移



職業性疾病の発生状況では、新型コロナウイルス感染症り患が全体の約7割(1579人)を占めており、このうちの9割が医療・福祉関係となっています。

図7 業種別職業性疾病発生状況



- ・ 化学物質による健康障害を防止するため「職場における新たな化学物質規制」に係る、労働安全衛生規則の改正内容等の周知、第10次粉じん障害防止対策に取り組めます。
- ・ 労働者の心の健康保持増進のためのストレスチェックの実施、集団分析の活用割合の向上を含めたメンタルヘルス対策を推進します。
- ・ 約3割を占める腰痛災害を減少させるための「腰痛予防対策指針」等による労働者への教育や作業方法等の作業管理の改善の取組み、熱中症、職業性疾病予防対策を推進します。

#### 4 労災補償対策

令和4年度労災保険給付状況(年金給付及び労災指定医療機関への支払いを除く。)は、業務上災害が6,318件、約9億137万円で前年度比1,059件増加、通勤災害が1,000件、約1億5,498万円で前年度比163件減少しています。

令和4年度の業務上疾病に係る労災請求件数は、脳・心臓疾患5件、精神障害等22件、石綿関連疾患2件と、精神及び石綿関連疾患に係る請求の増加がみられます。

また、新型コロナウイルス感染症関連の請求件数は、令和3年度233件に対し、令和4年度は1,923件と約8倍強の大幅な増加となっています。

図8 労災保険給付支払件数の推移

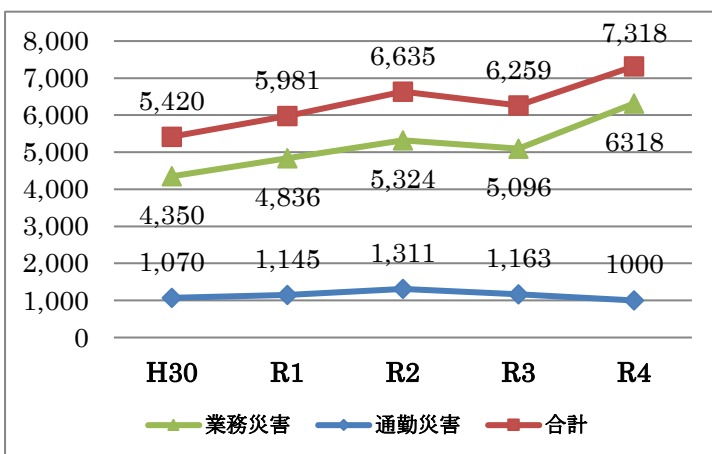
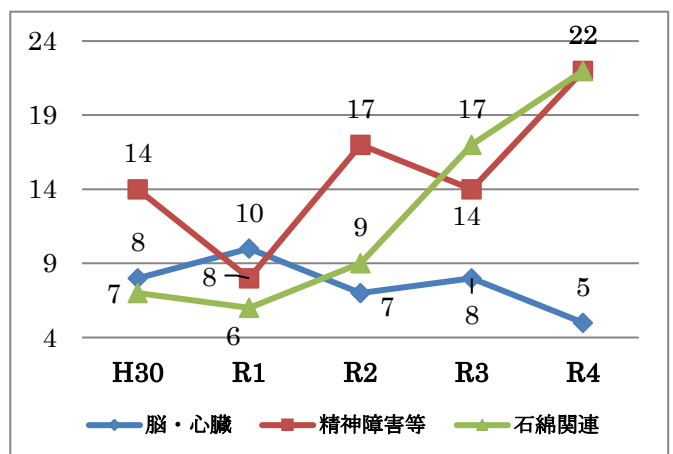


図9 業務上疾病に係る請求件数の推移



- ・ 労災保険給付の請求について、迅速・公正な処理を行います。
- ・ 脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患及び新型コロナウイルス感染症事案についても、迅速・公正な処理を行います。
- ・ 労働保険料等の適正な徴収を図り、未手続事業の解消に向け取り組みます。

(令和5年4月)